

審議会等設置状況

(令和 6年 3月 1日 現在)

基本情報

審議会等の名称	嬉野市消防審議会
設置の根拠	嬉野市消防審議会条例(平成18年条例第167号)
担当事務	市長の諮問に応じ、消防に関する重要事項を調査審議すること。
委員数	10人以内
委員の任期	2年
所管課	総務・防災課 防災・安全・安心グループ (電話番号 0954-66-9111)

委員名簿(順不同・敬称略)

	氏名	所属・経歴等	任期
1		必要に応じ、そのつど委嘱される	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			